

## 財 政 用 語 一 覧

用 語	説 明	
<b>あ行</b>	<b>依存財源</b>	地方交付税、国庫支出金、県債など、その額と内容が国の基準によるものや、国の許可を必要とするものをいいます。
	<b>一般会計</b>	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすものです。
	<b>一般財源</b>	使途に制限のない財源で、地方公共団体が自主的にその使途を決定できるものをいいます。地方税・地方譲与税・地方交付税などが該当します。
	<b>一般財源総額</b>	地方財政計画上の扱いで、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金、減税填填債、地方譲与税の合計をいいます。
	<b>縁故債 (銀行等引受債)</b>	銀行などの金融機関や共済組合などの資金を借り入れる地方債の総称をいいます。 その他：公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金など）
<b>か行</b>	<b>起債制限比率</b>	公債費の財源に充てた一般財源が標準財政規模に占める比率で、かつて国が地方債発行を許可する基準になっていました。平成18年度以降は、実質公債費比率が地方債発行の同意を行う基準となっています。
	<b>義務的経費</b>	地方公共団体の歳出のうち、法令や性質により支出が義務づけられた経費をいいます。人件費、扶助費及び公債費が該当します。
	<b>行政改革推進債</b>	地方公共団体が自主的に財政健全化に取り組む場合、行財政改革による経費節減などにより、将来における財政負担の軽減効果額の範囲内で特別に発行できる地方債をいいます。
	<b>形式収支</b>	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたものです。
	<b>経常経費</b>	法令などにより、毎年度義務的に支出する経費及び人件費や施設の維持管理に要する経費など、経常的に支出される経費をいいます。
	<b>経常収支比率</b>	義務的経費が、県税や地方交付税など経常的に入る収入に占める割合のことです。財政構造の弾力性（ゆとり）を判断する代表的な指標になり、数値が低いほど弾力的で自由に使える財源があることとなります。
	<b>経常収入</b>	法令などで規定されており、毎年度経常的に収入される財源で、地方税、地方交付税、使用料・手数料などの収入をいいます。
	<b>県債依存度</b>	歳入総額に占める地方債（県債）の割合をいいます。
	<b>減債基金</b>	地方債の償還を計画的に行なうため、償還資金を積み立てる目的の基金をいいます。
	<b>公営事業会計</b>	地方公共団体が企業として運営する事業の会計をいいます。本県には、公営事業会計として分類されるものに、病院事業、工業用水道事業、土地造成事業、水道用水供給事業、港湾整備事業、流域下水道事業の6つの会計があります。
	<b>恒久的減税</b>	一定期間を定めて行なう特別減税に対して、税率の引き下げや税率の適用区分を変更するなど、減税の効果が半永久的に続く減税方法をいいます。
	<b>公債費</b>	地方債の元金返済や利子の支払いなどに要する経費をいいます。
	<b>公債費比率</b>	標準税率を適用した税収入額と普通交付税を合算した額に対する地方債元利償還金の割合のことをいいます。通常、財政構造の健全性がおびやかされないためには、10%を超えないことが望ましいとされています。
	<b>公債費負担比率</b>	地方公共団体が自由に使途を決められる一般財源のうち、どの程度が借金の償還（公債費）に充てられているかを示す指標をいいます。この比率が高ければ、財政運営の硬直化が進んでいることとなります。

さ行	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金をいいます。 計画的な財政運営を行なうために、財源に余裕のある年度に積立て、不足が生じる年度に活用します。
	実質収支	形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものです。(当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額のことで)
	財政力指数	基本的な財政需要に対する収入の割合で、団体の財政力の強弱を示す指標になります。指数が高いほど自ら調達できる財源が多く、財政の自主性、自由度が高くなります。
	三位一体改革	国庫負担金の廃止・縮減、国から地方への財源移譲、地方交付税改革を一体で行い、国と地方の税財政関係を抜本的に改革する取組(平成15年度～平成18年度)をいいます。
	資金手当債	財源不足額を補てんするために、通常の地方債が充てられる範囲を超えて、特別に認められる地方債をいいます。
	実質公債費比率	元利償還金の水準を図る指標で、地方税や地方交付税などの標準財政規模を分母に、公営企業繰出金(元利償還金相当)を加えた公債費を分子とする指標をいいます。この比率が18%を超えた場合、起債の発行に国の許可が必要になります。
	実質単年度収支	単年度収支に、当該年度において財政調整基金に積み立てた積立金及び地方債の繰上償還金を加え、当該年度において財政調整基金を取り崩した額を差し引いたものです。
	市場公募債	地方公共団体が国(国債)や民間企業(社債)などと同様に、債券を広く公募して資金の調達を行う地方債をいいます。
	自主財源	地方公共団体が自主的に収入できる財源をいいます。地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、寄付金等が該当します。
	将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき債務の水準を図る指標で、地方税や地方交付税などの標準財政規模を分母に、県債残高など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を分子とする指標をいいます。この比率が400%を超えた場合、財政健全化計画を定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが必要になります。
人件費	一般職員・教育職員・警察職員の給与費、共済費等、知事・副知事・教育長等の給与費、議員報酬、退職手当等の経費のことをいいます。	
た行	単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものです。
	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに財源の均衡化を図るため、国税4税の一定割合及び地方法人税の全額を財源の不足する団体等に交付する地方団体共有の固有財源をいいます。 団体間の財政力格差を地方交付税の適正な再配分を通じて調整する財源調整機能と、客観的な基準の設定を通じて配分し、計画的な財政運営を可能にする財源保障機能があります。
	地方財政計画	国の予算に対して、約1,800の地方公共団体を一つの財政主体として捉え、その歳入歳出の見直しを全体として捉えたものです。この計画は、地方公共団体の財政運営の指針、地方財源の保障、国の予算・施策等との整合性の確保などの役割があります。
	地方債(県債)	地方公共団体が第三者から資金の借入れを行うことによって負担する長期にわたる債務です。その機能としては、道路、橋りょうや学校などの公共施設の建設事業の財源について、単年度ではなく、耐用年数に準じて将来の住民にも応分の経費を分担させる世代間の公平のための調整や、財政支出と財政収入の年度間調整などがあります。
	地方債協議制度	地方公共団体の自主性をより高める観点から、平成18年度から地方債許可制度に代わって導入された、原則として地方債の発行を自由とする制度をいいます。
	地方譲与税	国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方法人特別譲与税などがあります。
	投資的経費	公共事業や公共・公用施設の建設など将来に残るもの(社会資本の形成)に支出される経費をいいます。普通建設事業費と災害復旧事業費が含まれます。

	特定財源	国庫支出金、県債など、その使途が特定されているものをいいます。
	特別会計	特定の事業を行う場合、その特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理を行う会計のことをいいます。
	特別交付税	各地方公共団体の特殊事情により、特別に生じた財政需要に対して交付されるもので、普通交付税を補完する役割を果たすものです。
は行	扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費をいいます。
	普通会計	一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせて、1つの会計とみなしたものをいいます。その決算額は、各会計相互間の繰り入れ、繰り出しに係る重複額を差し引いた純計額をいいます。全国的な統計は、普通会計ベースで行いますので、他県比較などの時に使われるものです。
	普通建設事業費	道路、橋りょう、公園、農業関係等の公共事業、学校、庁舎など公共・公用施設等の建設、用地取得等に使用される経費をいいます。
	普通交付税	地方公共団体が標準的な行政を行うのに必要とし、合理的手段によって算定されたあるべき行政需要の額（基準財政需要額）と、同じく合理的手段によって捕捉されたあるべき収入額（基準財政収入額）との差額が交付されるものです。
	物件費	印刷・消耗品費・光熱水費などの需用費、通信運搬費などの役務費、旅費、備品購入費などの経費をいいます。
	法人県民税	県内に事務所・事業所などを有する法人に課税される税金で、資本金の額等により税額が決まる均等割と、国税である法人税の額を課税標準として税額が決まる法人税割があります。
	法人事業税	県内に事務所・事業所などを有する法人に課税される税金で、各事業年度の所得や収入金額のほか、資本金1億円超の法人は、付加価値額と資本金等の額も課税標準として税額が決まります。 比較的、税収が景気動向に左右されやすい税目です。
	補助費等	市町村や団体への各種負担金・補助金などの経費をいいます。
ら行	臨時財政対策債	地方交付税の振替として発行する特例的な地方債をいいます。 地方財政計画上の収支不足は、従来、交付税特別会計で借入れ、交付税で措置されてきました。しかし、平成13年度から、負担の明確化、透明化等を図るため、特会借入方式を見直し、収支不足を国と地方が折半して負担することとなり、この地方負担分を賄うために発行されることとなったのが臨時財政対策債です。 元利償還金相当額は、後年度、全額を基準財政需要額に算入されることとなっています。